

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜粋

(病院管理者の届出)

第53条の11 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、7日以内に、当該患者について厚生労働省で定める事項を最寄の保健所に届け出なければならない。

※記載上の注意

患者氏名、生年月日、住所及び職業は、患者から聴取して記載すること。

入院結核患者届出票

(横須賀市)

(この届出票は、患者の入院後記入し、7日以内に最寄りの保健所長に提出すること)

<u>病名</u>	<u>患者氏名</u>	<u>性別</u>
<u>入院年月日 年 月 日</u>	<u>患者住所</u>	
<u>病院の名称</u>	<u>生年月日 年 月 日</u>	<u>歳</u>
<u>病院の所在地</u>	<u>患者職業</u>	
<u>医師氏名</u>	(未成年の場合のみ記入)	
	<u>保護者氏名</u>	
	<u>保護者住所</u>	